破産手続廃止

平成２２年（フ）第２７５１号
福岡市東区塩浜１丁目15番１号
破産者　株式会社ケイ・シー・エス
１　決定年月日　平成23年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３４８号
三重県桑名市大字江場字中縄1313番地５
破産者　株式会社サカノ
１　決定年月日　平成23年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３４９号
三重県桑名市伊賀町110番地１、開始決定時の住所三重県桑名市大字西別所1200番地109
破産者　坂野　靖彦
１　決定年月日　平成23年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第４２６号
三重県桑名市大字上深谷部1731番地１
破産者　御菓子処なわのこと　名和野邦夫
１　決定年月日　平成23年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３１８号
三重県三重郡朝日町大字縄生357番地１
破産者　小谷由利子
１　決定年月日　平成23年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１２４号
大阪府羽曳野市軽里３丁目221番地
破産者　藤井土木株式会社
１　決定年月日　平成23年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０００号
堺市堺区出島町１丁４番５号、前住所堺市美原区多治井291―16
破産者　亡十代邦博相続財産
１　決定年月日　平成23年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５２８号
堺市堺区出島町１丁４番５号
破産者　紀勢産業株式会社
１　決定年月日　平成23年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５２９号
堺市堺区出島町１丁４番５号
破産者　有限会社三紀産業
１　決定年月日　平成23年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２５５号
福岡市南区桧原７丁目53番23号
破産者　株式会社大恵設備工業
１　決定年月日　平成23年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６５３号
福岡市中央区天神３―４―９ＧＧソーラービル４Ｆ、商業登記簿上の本店所在地福岡市中央区天神２丁目３番36号
破産者　株式会社ライズ・スタッフ
１　決定年月日　平成23年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９９号
北海道釧路郡釧路町桂木５丁目１番地
破産者　有限会社釧路オフィスサービス
１　決定年月日　平成23年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第１３９８号
仙台市青葉区一番町２丁目８番18号仙台中央ビル
破産者　株式会社東日本情報システム
１　決定年月日　平成23年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３６０号
仙台市太白区八木山香澄町９番５号
破産者　株式会社秦総業
１　決定年月日　平成23年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４７１号
栃木県矢板市片岡1913番地25
破産者　有限会社ケー・アイ・ピー
１　決定年月日　平成23年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５８２号
栃木県矢板市下伊佐野973番地、前住所栃木県矢板市石関1125番地101
破産者　片山のり子
１　決定年月日　平成23年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３２２号
埼玉県春日部市金崎字川妻920番地１
破産者　有限会社ケイティレンタル
１　決定年月日　平成23年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３３９号
埼玉県春日部市備後西４丁目10番10号
破産者　有限会社ラヴェンナ
１　決定年月日　平成23年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５６７号
石川県白山市幸明町181番地
破産者　翼自動車株式会社
１　決定年月日　平成23年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第８６１号
岩手県陸前高田市高田町字曲松130番地１
破産者　株式会社平坂商店
１　決定年月日　平成23年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４４８号
埼玉県熊谷市桜木町１丁目81番地２
破産者　有限会社レッドビー
１　決定年月日　平成23年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３０５４号
横浜市保土ケ谷区仏向町1348番地の１
破産者　有限会社大根工業
１　決定年月日　平成23年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部